

指 定 病 院 等 に お け る 不 在 者 投 票 事 務 の 手 引

邑南町議会議員一般選挙

(令和7年4月20日執行の場合)

邑南町選挙管理委員会

(令和7年3月)

目 次

1. はじめに	2
2. 不在者投票とは	2
3. 指定病院等とは	2
4. 不在者投票をすることができる者は	2
5. 不在者投票のできる期間は	3
6. 不在者投票を管理するのは誰か	3
7. 不在者投票管理者の主な仕事は	4
8. 投票記載場所の設備は	4
9. 不在者投票の手続きは	5
10. 投票には投票立会人の立会が必要である	7
11. 不在者投票における公正確保(外部立会人の努力義務等)	7
12. 不在者投票の送致	8
13. 記録の作成について	8
14. 所要費用について	8
15. 所要費用の請求について	9
16. 不在者投票事務関係様式	10

凡 例

この手引において左欄に掲げる用語は、それぞれ右欄に掲げる略称を用いた。

用 語	略 称
公職選挙法	法
公職選挙法施行令	令
公職選挙法施行規則	則

1. はじめに

この手引に書かれている不在者投票の事務手続は、不在者投票を行うことができる病院、老人ホーム等の不在者投票管理者のもとで行う不在者投票の場合についてのみ記載してあります。

2. 不在者投票とは

選挙における投票は、原則として選挙人が「選挙の当日、自ら投票所に行き、投票しなければならない。」（法 44 条 1 項）とされており、投票用紙は「選挙の当日、投票所で交付される。」（法 45 条 1 項）ことになっています。

しかし、選挙人の中には、病院に入院しているとか、船に乗って航海に出てしまう等の理由で、投票したいという意思を持ちながらも、選挙の当日、その人が登録されている投票所まで行って投票することができないと見込まれる人がいます。

そこで、不在者投票はこのような事情に該当すると見込まれる人のために、投票日の前でも投票ができるように考えられた制度で、具体的には不在者投票のできる人（法 48 条の 2 第 1 項該当者）が一定の手続によって、投票日の前にあらかじめ投票用紙の交付を受け、投票日の前日までに法律で定められた場所で投票するという例外的なしくみです。

3. 指定病院等とは

指定病院等とは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票を行うことができる施設として指定した病院（医療法にいう病院、ただし介護老人保健施設も含む。）、老人ホーム（老人福祉法にいう養護老人ホーム等）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律にいう被爆者を入所させる施設）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害者支援施設等）及び保護施設（生活保護法にいう救護施設等）をいいます（令 55 条 2 項）。

4. 不在者投票をすることができる者は

指定病院等で不在者投票のできる者は、次のすべての条件を満たしていなければなりません。

(1) 選挙人であること。

○不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。

○選挙人名簿に登録されていること。

(2) 指定病院等に入院中または入所中であること。

(3) 選挙の当日、次のいずれか 1 つに該当すると見込まれるものであること。

ア、歩行は容易であるが入院又は入所している指定病院等が自分の登録されている選挙人名簿のある投票区の区域外にあること(法 48 条の 2 第 1 項 2 号)。

イ、疾病・負傷・妊娠・老衰・身体の障がい若しくは産褥にあるため、歩行が困難であること(法 48 条の 2 第 1 項 3 号)。

(注) A. 指定病院等で不在者投票のできる人は、入院患者及び入所者に限られています。通院患者や入院患者の付添人、当該指定病院等の職員はその病院等で不在者投票をすることはできません。

B. 選挙当日歩行の容易な入院患者・入所者は、入院(入所)中の指定病院等がその選挙人の登録されている選挙人名簿のある投票区の区域内にあるときは、その病院等で不在者投票をすることはできません。

5. 不在者投票のできる期間は

不在者投票のできる期間は、選挙の期日の告示の日の翌日から選挙の期日(投票日)の前日までです。したがって、不在者投票のできる期間は次のとおりです。

(1) 邑南町議会議員一般選挙(投票日 4 月 20 日)

4 月 16 日から 4 月 19 日まで

なお、時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。(法 270 条)

6. 不在者投票を管理するのは誰か

(1) 不在者投票管理者(法 49 条、令 55 条)とは、不在者投票事務全般を管理し執行する人のことで、不在者投票が選挙人の自由な意思で公正に行われるように配慮しなければなりません。その役目は不在者投票の場所において、

① 不在者投票事務に関する手続きのすべてについて最終的な決定を行い

② 不在者投票事務に従事する人を指揮監督する。

ことです。

(2) 指定病院等における不在者投票管理者には原則として、その指定病院の院長、指定老人ホームの長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長等(以下「指定病院の院長等」という。)がなります(令 55 条 2 項、4 項 2 号)。

(注) A. 指定病院の院長等が候補者となった場合又は指定病院の院長等が外国人である場合は、病院の院長・老人ホームの長・身体障害者支援施設の長又は保護施設の長等の職務を代理すべき人が不在者投票管理者になることになっています(令 55 条 8 項、9 項)。

B. 指定病院の院長等に事故があったり、欠けた場合も同じです(令 55 条 9 項)。

C. 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません(法 135 条 2 項)。

D. 一般の不在者投票制度のほかに、郵便等による不在者投票制度があります。これは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳又は戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている人もしくは介護保険法に規定する要介護者のうち、あらかじめ市町村選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けた選挙人本人が、自ら投票用紙及び郵便等による不在者投票用の投票用封筒の交付を市町村の選挙管理委員会委員長に請求し、現在する場所で投票を記載した後、市町村の選挙管理委員会の委員長に直接郵便等をもって送付する制度です。

この場合、指定病院等で投票を記載することもあります。指定病院の院長等が不在者投票管理者となっていく不在者投票ではありません。

なお、郵便等による不在者投票をすることができる人が、郵便等による不在者投票の手続をしないで、指定病院等における不在者投票を行う場合は病院長等が当然に不在者投票管理者となります。

7. 不在者投票管理者の主な仕事は

指定病院の院長等には不在者投票管理者として次のような事務进行处理していただくことになります。

事前に担当者と日程（投票の意思確認、投票用紙等の請求、不在者投票、投票の送致等）、場所などについて、十分な打合わせを行ってください。

- (1) 入院又は入所中の選挙人の依頼（記載例 1 参照）によって、その選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を、その選挙人の名簿のある市町村の選挙管理委員会に請求してください。（令 50 条 4 項）
- (2) 上記(1)によって投票用紙などの交付を受け、これを選挙人に渡してください。（令 53 条 4 項）
- (3) 選挙人が不在者投票をする際に投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書（個人で請求した場合のみ）を点検してください。（令 58 条 1 項、2 項）
- (4) 選挙人が不在者投票をする際に選挙権を有する者を立会人に選び、立ち会わせてください。（令 58 条 3 項）
- (5) 不在者投票記載所の設備をしてください。（令 58 条 4 項）
- (6) 選挙人から代理投票の申請を受けた際にその可否を決定してください。（令 58 条 4 項）
- (7) 不在者投票をその選挙人の名簿のある市町村の選挙管理委員会に送致してください。（令 60 条 1 項 1 号）。

8. 投票記載場所の設備は

- (1) 不在者投票管理者は、投票記載場所について、他人が選挙人の投票の記載を見る

ことができないように投票の秘密を保持し、また投票用紙の交換その他不正が行われることを防止するために、相当の設備をしなければなりません(令 58 条 4 項)。

- (2) 投票記載場所には、候補者の氏名等を記載したポスター等の文書図面を掲示することができないので、掲示してあるときは撤去しておいてください。(法 143 条 3 項、法 145 条 1 項、法 201 条の 11 第 6 項、法 201 条の 13 第 1 項)

なお、投票記載台にも候補者の氏名等を掲示することはできませんが、邑南町選挙管理委員会から送付する選挙公報などによって、候補者の氏名の周知を図ってください。

9. 不在者投票の手続きは

(1) 投票用紙等の請求の方法

投票用紙及び投票用封筒を請求する方法は、選挙人が自ら請求する場合と指定病院の院長等又はその代理人が代わって請求する場合の二通りがあります。

ア、投票用紙等の請求先は

選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会委員長に対して選挙期日の告示日前から選挙期日の前日までに請求することができます。

イ、請求にはどんな文書が必要か

請求は直接又は郵便等によって行うことになっています。

- (ア) 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して請求する場合

① 選挙人自らが請求する場合

- ㊦ 選挙の当日、不在者投票事由に該当する見込みである旨の宣誓書
- ① 指定病院等で投票する旨の申立書

② 指定病院の院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求する場合

- ㊦ 投票用紙等請求書(指定病院の院長等の押印は必要ありません)

請求書には、請求書別紙兼不在者投票実施てん末書を添付してください。

ウ、点字で投票しようとする場合

視覚障がい者である選挙人が点字によって投票しようとする場合は選挙人自らが請求するときはその旨の申立を、指定病院の院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求するときは、請求書別紙兼不在者投票実施てん末書の備考欄にその旨を記載することになっています。

エ、投票用紙等の交付を受けたら

投票用紙等の交付を受けたら、種別・数量を必ず点検するとともに、保管は鍵のかかる金庫などで行い、紛失等のないよう管理に十分注意を払ってください。また、鍵は厳重に管理してください。

(2) 不在者投票の方法

ア、不在者投票をさせる前にしなければならないことは

(ア) 投票用紙等の点検(令 58 条 1 項)

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人であるかどうかを確認してください。

投票用紙は、白色の用紙に黒色インクで印刷したものを使用します。

(イ) 候補者の氏名等が記載してある場合の措置

投票用紙に候補者の氏名が既に記載してある場合は、不在者投票管理者は選挙人に投票用紙等を返還し、選挙人の選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引換えに再交付の請求をさせたいえ、所定の不在者投票を行わせてください。

(ウ) 不在者投票証明書の点検(令 58 条 2 項)

(名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に選挙人自らが請求した場合に限る。)

- ① 選挙人が自分で投票用紙等を請求したのものであるときは、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開披されていないかどうかを点検してください。
- ② 不在者投票証明書の封筒が開披されているときは、選挙人が誤って開披したかどうかを問わず、投票させることはできません。
- ③ 不在者投票をする指定病院等と不在者投票証明書に記載されている投票をしようとする指定病院等とが一致するかどうか確認し、一致しないときは、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があるときには投票させることができます。

イ、投票するときの手続 (令 58 条 1 項)

- ① 投票の記載場所において、投票用紙に候補者の氏名を自書させ、これを投票用内封筒に入れて封をさせ、さらに投票用外封筒に入れて封をさせた上、**外封筒の表面に署名**させて提出させてください。
- ② 投票用外封筒の署名を忘れたり、指定病院の院長等が選挙人に代わって氏名を記載してはなりません。
- ③ 投票用外封筒の署名の下に捺印するとか、投票用封筒を印をもって封緘する必要はありません。
- ④ 点字投票があつたときの投票用外封筒の表面の署名は、投票用内封筒を投票用外封筒に入れる前に点字で打たしてください。
- ⑤ **代理投票**を希望する者がいるとき。
 - ㊦ 選挙人が心身の故障等のため候補者の氏名を自書することができないときは、その申請により代理投票をさせることができます。

- ④ 代理投票をさせるときは立会人の意見を聞いて補助者 2 人を決め、その 1 人の立会の下に、他の 1 人が投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名を記載し、投票用内封筒に入れて封をし、さらに投票用外封筒に入れて封をした上、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載し直ちに提出させてください。この場合、選挙人に代わって代理で候補者の氏名を記載した者は、外用封筒の表面に代理記載人として名前を書かないでください。(これを書くのは後述⑤の代理投票の仮投票の場合のみです。)

なお、代理投票の補助者は、事務従事者から定めなければなりません。(選挙人の家族や前記 7 の(4)の立会人が補助者となることはできないことに注意してください。)

- ⑤ 代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いて、代理投票を拒否することができます。

- ⑥ 代理投票の仮投票をさせる場合

I 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき

II 代理投票をさせることについて立会人に異議があるとき

代理投票の仮投票の場合は、代理投票の補助者のうち投票用紙に候補者の氏名を記載した者に、投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させ、さらにその者(補助者)の氏名を表面左下段に「代理記載人〇〇〇〇」と記載させて提出させてください。

- ⑦ ベットの上で投票できるか

原則としてベットの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会がある場合に限り、ベットの上ですることもできます。この場合、投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

10. 投票には投票立会人の立会が必要である

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合において選挙権を有する立会人を立会させなければなりません(令 58 条 3 項)。立会人は、不在者投票管理者及びその補助者(事務従事者)、代理投票の補助者とは、兼ねることはできません。

11. 不在者投票における公正確保(外部立会人の努力義務等)

- (1) 不在者投票管理者は市町村選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされています。

なお、外部立会人の選定については、依頼文などにより、貴施設の所在する市町村の

選挙管理委員会へなるべく早くご相談ください。

- (2) 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、一般の投票における場合と同様に、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪の罰則の適用があります（法 255 条第 1 項）
- (3) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動することができない（法 135 条第 2 項）とされており、**選挙人に疑念を抱かれることのないよう適正な管理執行に努めてください。**

なお、指定病院等の廊下、エレベーター等の共用部分に候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するポスターを掲示できない期間中（任期満了前 6 か月から選挙期日まで）ですので、特に留意してください。（法 143 条第 16 項）

12. 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合、投票用外封筒の裏面に投票の年月日及び場所を記載し、これに記名し、かつ、立会人に署名させ、不在者投票証明書がある場合はそれとともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して印を押し、直ちにこれを選挙人が登録されている名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付しなければなりません（令 60 条）。この場合、投票の年月日及び場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名を忘れたりすると、その投票は受理されないこととなるので注意してください。

13. 記録の作成について

不在者投票を管理した場合、その選挙の種類、実施年月日、実施場所、指定病院の院長等又はその代理人の職・氏名、事務補助者の職・氏名、立会人の氏名、投票をした選挙人の氏名、代理投票をさせたときは代理投票をした選挙人の氏名及びその補助者の氏名、その他必要と認める事項等を「請求者別紙兼不在者投票実施てん末書」に記録し、保管しておいてください。

なお、投票用紙等の請求、交付及び送付又は送致の経過を記録した「不在者投票記録簿」を作成し、保管しておいてください。

14. 所要費用について

指定病院等で不在者投票を行った場合に要した経費は、指定病院の院長等からの請求により、選挙人 1 人について 1, 0 7 3 円を本町において負担します。

請求書には、請求書別紙兼不在者投票実施てん末書を添付してください。

また、指定病院等の不在者投票管理者が、市町村選挙管理委員会が選定した外部立会

人を投票に立ち合わせ、報酬、旅費等を支給した場合（報酬等を支給しない市町村選挙管理委員会の職員等を投票に立ち合わせた場合を除く）に、1日につき10,900円を上限としてその経費を町が負担します。なお、1日のうちの一部の時間について従事した場合は、次の＜外部立会人の経費算定表＞を参照してください。（この上限額は、旅費を含んだ金額です。）

また、1回当たりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げてください。

外部立会人の報酬支給に係る源泉徴収については、各施設において手続きを行ってください（徴収額については日額表の丙欄を適用してください）。

なお、外部立会人の選定を依頼される際は、依頼文などにより、貴施設の所在する市町村の選挙管理委員会へ早めにご相談ください。

＜外部立会人の経費算定表＞

従事時間	上 限 額
1 時間以下	1, 2 8 2 円
2 時間以下	2, 5 6 5 円
3 時間以下	3, 8 4 7 円
4 時間以下	5, 1 2 9 円
5 時間以下	6, 4 1 2 円
6 時間以下	7, 6 9 4 円
7 時間以下	8, 9 7 6 円
7 時間を超える時間	1 0, 9 0 0 円

15. 所要費用の請求について

不在者投票事務に要した経費は、不在者投票特別経費請求書により選挙終了後速やかに（概ね2週間以内に）**邑南町選挙管理委員会へ請求**してください。

請求書には、請求書別紙兼不在者投票実施てん末書を添付することとなりますが、ユニット型など併設する複数の施設が同じ場所で同時に不在者投票を行う場合であっても、このてん末書はそれぞれの施設ごとに別々に作成し、請求も施設ごとに行ってください。同様に同一法人内に投票を行った施設が複数あり請求が法人であっても、請求書の作成は施設ごとに行ってください。

邑 南 町 長 様

不在者投票特別経費請求書

一 金 円

以下の内訳のAの金額とBの金額の合計

(内訳)

A 不在者投票を行った経費

@ 1, 0 7 3 円 × _____ 人分 = _____ 円

(別紙、不在者投票実施てん末書の写しのとおり)

B 市町村選管が選定した外部立会人(選管職員など無報酬の立会人を除く)を立ち会わせた経費(報酬・旅費)

外部立会人の経費算定表を参照 _____ 円 (領収書の写しを添付)

(立ち会わせた時間は _____ 時 _____ 分 から _____ 時 _____ 分 まで)

但し、令和7年4月20日執行の邑南議会議員一般選挙の不在者投票経費

上記のとおり請求します。

以下の請求者は、下記の支払口座の本枠の「カナ口座名義」の名義人(肩書)と必ず一致する者としてください。

請求者(法人又は施設)の所在地 _____

請求者(法人又は施設)の団体名 _____

請求者(法人又は施設)の代表者の肩書・氏名 _____

印

上記の「請求者」が法人の場合に限り、以下の投票を行った施設の名称もご記入ください。

投票を行った施設の名称 _____

※投票を行った施設が複数ある場合は、それぞれの施設ごとに請求書を作成してください。

預 金 口 座	金融機関	銀行・組合										支店・支所	
		金庫・連合会										出張所	
	預金種別	1 普通預金	4 貯蓄預金	口座番号									
		2 当座預金	9 その他										
	カナ口座名義												

不在者投票特別経費請求書 記入上の注意事項

- 1 Aの特別経費は、選挙人1人につき、1,073円です。不在者投票特別経費請求書には、「請求書別紙兼不在者投票実施てん末書」を添付してください。
- 2 Aの特別経費の請求の対象となる人数は、投票を行った選挙人の実人数です。
- 3 Bの市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人に支払った経費（報酬、旅費）があれば、請求してください（1日当たり10,900円が上限）。
なお、請求に当たっては、領収書の写しを添付してください。
- 4 請求者は法人又は施設等の代表者となりますが、請求書中の支払口座の「カナ口座名義」欄に記入した名義人と肩書などが必ず一致する者としてください。
また、請求者を法人の代表者とする場合は、必ずその下段の「投票を行った施設の名称」欄も記入してください。
- 5 請求書の送付先は、次のとおりです。

〒696-0192 島根県邑智郡邑南町矢上6000番地

邑南町選挙管理委員会

- 6 なお、お問い合わせがある場合は、次のところまでお願いします。

TEL 0855-95-1114

FAX 0855-95-0268

邑南町選挙管理委員会事務局

(参考様式)

令和 年 月 日

(市町村) 選挙管理委員会 あて

(施設名) 長 ○○ ○○

外部立会人の選定について（依頼）

当施設においては、公職選挙法第49条第1項の規定に基づき、下記のとおり不在者投票を行う予定です。

つきましては、同条第10項の規定に基づく外部立会人の選定をお願いいたします。

記

1 日 時

2 場 所

3 施設名

4 担当者（連絡先）

※この様式はあくまで参考です。実際に選定依頼を行う際の依頼方法や様式等につきましては、所管する市町村選挙管理委員会へ必ずご確認ください。（依頼文が任意様式でも構わないような場合は、この様式をご活用ください。）

依 頼 書

私は、令和7年4月20日執行の 邑南町議会議員一般選挙 の投票を当 ○ ○ で
行いたいので投票用紙及び投票用封筒の交付を請求してくださるよう依頼いたします。

令和○○年○○月○○日

○ ○ 病院長（施設長）

○ ○ ○ ○ 様

選挙人

住 所 邑南町 ○○ 番地

氏 名 ○ ○ ○ ○

生年月日 昭和○○年○○月○○日（ 男 ・ 女 ）

請 求 書

別記の選挙人は、令和7年4月20日執行の 邑南町議会議員一般選挙 の当日、当
〇 〇 に入院（所）中のため、当 〇 〇 において投票する見込みであり、公職選挙
法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、別記選挙人に代わって投票用紙
及び投票用封筒の交付を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（住所） 〇〇 市 〇〇 町 〇〇 番地

〇 〇 病院長（施設長） 〇 〇 〇 〇

島根県邑智郡邑南町選挙管理委員会委員長 様